労災指定医療機関のみなさまへ

～おねがい～



- 労災保険診療費請求の際は、以下にご注意ください。

1 診療費請求書について

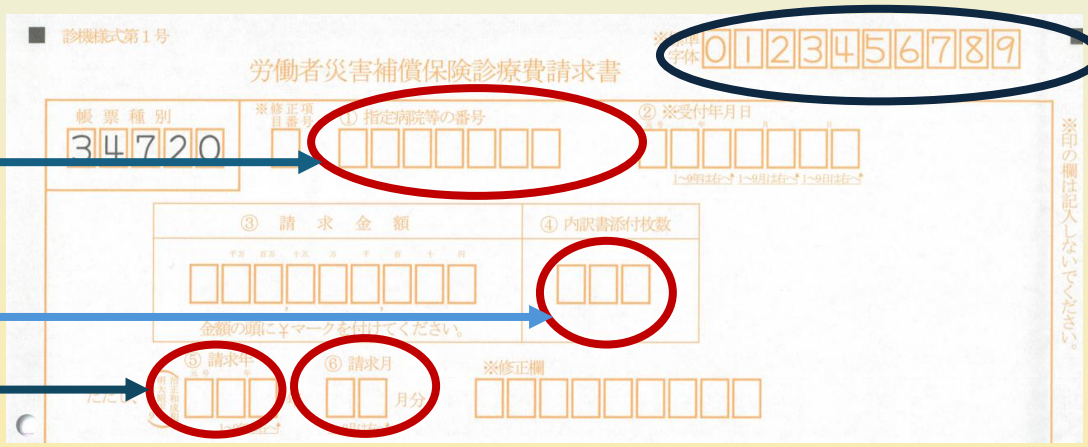
※診療費請求書は初回分の内訳書と、2回目以降（継続）分の内訳書を**分けて作成**してください。

① 指定病院等の番号は必ず記入してください

④ 内訳書添付枚数には、**内訳書のみ**の枚数を記入してください。

⑤ 請求年には元号（９）を忘れずに記入してください。

⑥ 請求月は、添付の内訳書のうち、最新の診療年月を記入してください。



2 診療費請求内訳書について

内訳書にも指定病院等の番号及び名称は**必ず**記入してください。

⑪ 診療実日数：

文書料のみを請求する際は「999」として、⑩療養期間は文書作成日を両方に記入してください。

⑬ 合計額：￥は記入しないでください。

傷病の部位及び傷病名：

検査のため、投薬のため等の傷病名は記入せず、摘要欄にコメントを記入してください。

3 数字の字体について

請求書右上部の「標準字体」を参考に記入してください（１は｜と記入してください。）。



お問合せ先

広島労働局　労働基準部労災補償課　分室

☎ 082-962-9248



- 労災保険診療の手引き（令和８年改訂版）を広島労働局のホームページに掲載しています。

https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/rousaiiryou.html

診療費等の請求方法 ➡ 28ページ～

支払いと通知について ➡ 40、41ページ

労災保険指定医療機関療養担当規程 ➡ 44ページ～

指定医療機関に変更届が生じたとき ➡ 10、11ページ

- 下記ホームページに労災オンラインシステムに関するお知らせを掲載していますので、不明な点等ございましたらご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rezeptsystem/index.html#HID6-2-2

- オンライン請求をご検討されている医療機関は下記ホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rezeptsystem/request-01.html

オンラインシステム上の疑義はこちら

【労災レセプト電算処理システム　ヘルプデスク】

- **電話：**0120－631－660（フリーダイヤル）
- **対応時間**

5～7日、11日、12日	8:00～21:00	土、日、祝日を含む
8～10日	8:00～24:00	土、日、祝日を含む
13日～月末	9:00～17:00	平日のみ

※年末年始（12月29日～1月3日）は、システムメンテナンスのため、運用していません。

【ネットワークサポートデスク】

- **電話：**0120－220－571　（フリーダイヤル）
- **対応時間**

1～4日、11日～月末	9:00～17:00	土、日、祝日を含む
5～7日	8:00～21:00	土、日、祝日を含む
8日～10日	8:00～24:00	土、日、祝日を含む

※年末年始（12月29日から1月3日）を除く

